

公 表

令和12年3月31日まで

令和7年3月31日
東北森林管理局
秋田森林管理署

【お知らせ】

「秋田林業大学校と秋田森林管理署の人材育成に関する連携協定書」の締結(更新)
について

秋田県林業研究研修センター所長、東北森林管理局秋田森林管理署長は、別紙のとおり協定
を締結(更新)しましたのでお知らせします。

[問い合わせ先: 森林技術指導官]

秋田林業大学校と秋田森林管理署の人材育成に関する連携協定書

秋田森林管理署長(以下「甲」という。)と秋田県林業研究研修センター所長(以下「乙」という。)は、「秋田を元気にする緑の覚書」にもとづき、秋田県林業トップランナー養成研修(以下「秋田県林業大学校」という。)の人材育成に関する連携・協定において、次のとおり協定の有効期間を更新し締結する。

第1(協定の目的)

この協定は、協定者相互の役割を明らかにし、林業の技術や知識を学び、林業の中心的な役割を担う人材の育成等を推進するため、協定者相互の連携や協力により、秋田林業大学校の研修が円滑に実施されることを目的とする。

第2(研修フィールドの位置)

甲は、秋田森林管理署管内全域を秋田林業大学校の研修フィールドとして、乙に活用させるものとする。

第3(研修の内容)

研修の内容は、地拵え、植栽、下刈り、除伐、間伐など、一連の森林整備や高性能林業機械の操作訓練、事業体が行う伐木造材作業の見学等とする。

なお、研修は地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に定められた管理経営の範囲内で行うものとする。

第4(研修計画)

乙は、毎年度の研修実施に当たり、甲と連絡及び調整を行い研修計画を作成し、共有するものとする。

第5(研修の実施)

- 1 甲、乙及び研修実施者は、適切な連絡調整を図りながら、研修の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 乙は、研修実施者に対し、研修を行う森林が各般の法令等の制限をかせられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守の上、実施するものとする。
- 3 甲は、乙と連絡調整の上、国有林野事業の一部を研修として乙に実施させることができるものとする。
- 4 乙は、請負事業体の実施事業の見学等を行う場合は、甲及び請負事業体と連絡調整の上実施することとする。

第6(入林の際の連絡・調整)

乙は、研修による入林の際には、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、研修内容、入林期間等を、甲に書面(ファックス、メールによる場合を含む。)等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

第7(経費の負担)

研修の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

ただし、第5の3項にかかる経費については甲乙協議して定めるものとする。

第8(立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び研修により生ずるすべての権利を有しないものとする。

第9(法令等の遵守)

乙は、研修の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第10(山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該研修実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、研修参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

第11(損害賠償)

乙及び研修実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第12(協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から継続の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第13(その他必要と認められる事項)

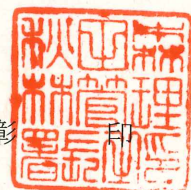
この協定の実施につき協議の生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月7日

(甲) 秋田森林管理署長

橋爪 一 彰



(乙) 秋田県林業研究研修センター所長

三森 道 哉



秋田林業大学校と秋田森林管理署 の人材育成に関する連携協定

研修フィールド位置図

